平成２２年（フ）第１３３７号
東京都八王子市中野山王３丁目22番１―613号
債務者　小沢　一昭
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３４２号
東京都調布市緑ケ丘２丁目25番地都営仙川アパート１―24
債務者　岡崎　洋和
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３４９号
東京都立川市富士見町２―22―19レオパレスいずみ203、住民票上の住所東京都国立市富士見台３丁目10番地の23
債務者　河野　祥子
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３８０号
東京都八王子市弐分方町421番地６チェリーコーポＢ棟201号
債務者　須藤　正範
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午前10時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１４１９号
東京都立川市羽衣町２丁目11番８号羽衣町住宅２―108
債務者　桑名　弓子
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１９号
静岡県富士市大淵1724番地の５、前住所静岡県富士市入山瀬629番地の４
債務者　澤田　一博
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月８日午前10時　静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第２０号
静岡県富士市厚原1344番地の１　タウニィすずきＢ―102号、前住所静岡県富士市入山瀬629番地の４
債務者　澤田　一之
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月８日午前10時　静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第２００号
沖縄県宜野湾市字愛知52番地　県営愛知高層住宅409号
債務者　與那嶺尚美
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午前10時　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１０５号
石川県小松市川辺町１番地50
債務者　山下　智子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月16日午後２時　金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第１３５２号
東京都国分寺市本町１丁目３番６号マイネ・ヴォーヌング桜201
債務者　鈴木　陽子
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３６２号
東京都武蔵野市境１丁目17番16号グレースフラットサカイ307
債務者　堀　　千晶
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１４０１号
東京都町田市木曽東３丁目16番24―205号
債務者　伊藤　祐輔
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２８７号
長崎県佐世保市黒髪町3776番地５
債務者　磯本美由紀
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３２０号
長崎県佐世保市広田２丁目８番５号　セジュール松川Ｂ―201、旧住所長崎県佐世保市有福町536番地245　アレーゼ有福202号
債務者　柴田　京美
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月３日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第６２号
島根県益田市多田町200番地27
債務者　佐々木　純
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後１時15分

松江地方裁判所益田支部